

○鳥取県警察官採用試験（警察官A・B（1回目））

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次の表のとおり人事委員会事務局及び警察本部警務課の窓口で開示を請求することができます。

開示の時期は、大阪府志望の有無等によって異なりますので、注意してください。

第2次試験の開示手続等の詳細については、鳥取県警察本部警務課人事第二係（警察本部（代表）0857-23-0110）までお問合せください。

試験の開示手続等の問い合わせ及び試験結果の開示の請求は、平日午前8時30分から午後5時15分までの間の受付となります。

開示対象の試験	開示請求ができる人	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	鳥取県のみを志望している受験者本人	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位（警察官（チャレンジコース）にあつては、順位のみ）※2	第1次試験合格者発表日から1年間	鳥取県人事委員会事務局（鳥取県庁第二庁舎7階）
	鳥取県を第一志望、大阪府を第二志望とし、鳥取県の第1次試験を合格した受験者本人 ※1		第2志望の最終合格発表日から1年間	
	鳥取県を第一志望、大阪府を第二志望とし、 <u>鳥取県の第1次試験を不合格</u> となった受験者本人 ※1			
第2次試験	受験者本人	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位 ※2	採用候補者発表日から1年間	鳥取県警察本部警務課（鳥取県警察本部庁舎3階）

※1 大阪府を併せて志望している受験者に開示するのは、鳥取県の第1次試験の結果です。

※2 いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合には順位はありません。

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には、郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望する受験者は、第1次試験日当日に84円分の切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。試験当日に通知用封筒を持参しなかった場合、受取先が受験者本人以外の場合は、郵送による通知はできません。